



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年5月12日（金） 第10099号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県砂防管理員設置規則の一部を改正する規則（砂防課）	2
○群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	2
○群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	2
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	3
○都市計画区域区分変更の県原案（都市計画課）	3
○公聴会の開催（同）	3
教育委員会公告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（高校教育課）	4
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（心臓血管センター）	6
落 札	
○落札者等の決定（下水道総合事務所）	8
○同（病院局経営戦略課）	9
正 誤	
○令和4年5月31日群馬県告示第155号（県民活動支援・広聴課）	9
○令和5年2月22日群馬県公安委員会規則第1号（警務課）	10

規則

群馬県砂防管理員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年五月十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十六号

群馬県砂防管理員設置規則の一部を改正する規則

群馬県砂防管理員設置規則（昭和四十一年群馬県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「常に砂防管理員証（別記様式）」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）別記様式の例により作成された身分を示す証明書」に改める。

別記様式を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の群馬県砂防管理員設置規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて交付されている砂防管理員証は、この規則による改正後の群馬県砂防管理員設置規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている砂防管理員証の用紙があるときは、当該用紙の使用を終わるまでの間、なおこれを使用することができる。

群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年五月十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十七号

群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年群馬県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別記様式第一号」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）別記様式の例」に改める。

別記様式第一号

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後の群馬県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている身分を示す証明書の用紙があるときは、当該用紙の使用を終わるまでの間、なおこれを使用することができる。

群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年五月十二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十八号

群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年群馬県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「身分証明書（別記様式第一号）」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）別記様式の例」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて交付されている身分証明書は、この規則による改正後の群馬県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている身分証明書の用紙があるときは、当該用紙の使用を終わるまでの間、なおこれを使用することができる。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月12日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
境小此木東部	理 事	退 任	内田勝	伊勢崎市境小此木378番地1

太田都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和5年5月12日

群馬県知事 山本 一 太

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

- 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
 東金井工業団地南地区 面積約17.8ha 太田市東金井町の一部
 富若西地区 面積約10.1ha 太田市富若町、東金井町、只上町及び東今泉町の各一部
 新田東部工業団地西地区 面積約9.0ha 太市新田小金井町の一部
 上小泉北西地区 面積約19.7ha 大泉町大字上小泉の一部
- 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
	都市計画区域内人口		476.8千人
	市街化区域内人口	334.3千人	※ おおむね317.8千人
	配分する人口	—	おおむね319.2千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、太田都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和5年5月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 開催期日及び場所 令和5年6月9日（金）午後2時から 太田市役所3階大会議室

- 2 作成しようとする都市計画の案 太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部太田土木事務所、群馬県県土整備部館林土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市整備課において、令和5年5月12日（金）から同月26日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和5年5月26日（金）までに下記に到着するように提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部太田土木事務所、群馬県県土整備部館林土木事務所、太田市都市政策部都市計画課、大泉町都市整備課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
別記様式

太田都市計画区域区分の変更（東金井工業団地南地区ほか3地区の決定）に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和5年5月12日付け群馬県報に登載された太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。			
1	公述申出人	住所 氏名	電話番号 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年5月12日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名 令和5年度群馬県高等学校等「情報I」オンライン学習サービス導入事業
 - (2) 調達内容 企画提案要領による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- 2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年5月15日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年6月5日（月）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局高校教育課へその旨を連絡すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局高校教育課 教科指導係 電話027-226-4645（ダイヤルイン） 電子メール kikoukou@pref.gunma.lg.jp
- (2) 公募型プロポーザル実施要領の交付 令和5年5月12日（金）から同年6月28日（水）までの間、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出期限等
 - ア 提出期限 令和5年6月9日（金）午後5時必着
 - イ 提出場所 上記(1)のとおり。
 - ウ 提出方法 上記(1)の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: To provide programming learning software to prefectural high schools in Gunma Prefecture.
- (2) Period of contract: From the date of the contract through March 31, 2026

(3) Deadline to submit application documents by e-mail: June 9, 2023, 5:00 p.m.

(4) Contact information: High School Education Division, Board of education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL: +81-27-226-4645 (Japanese language only), E-mail address: kikoukou@pref.gunma.lg.jp

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年5月12日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 群馬県立心臓血管センター 放射線機器一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月31日
- (4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年5月26日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年6月15日（木）正午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立心臓血管センター事務局経営課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経

営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 本件と同種の業務について実績があり、この公告に示した物品を納入できること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3-12 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 高野裕基 電話027-269-7455(代表) 電子メールshinzouse@pref.gunma.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法 令和5年5月12日(金)から同年6月5日(月)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、電子メールに請求者氏名(法人の場合は法人名及び担当者名)、住所及び電話番号を記載し、上記(1)のメールアドレスあて送信すること。また、電子メールの到達を電話で確認すること。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年6月22日(木)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年6月15日(木)正午まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「放射線機器入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年6月26日(月)午前9時 群馬県立心臓血管センターリハビリ棟大会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月23日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立心臓血管センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「放射線機器入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和5年6月15日(木)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: NAITO Shigeto, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: radiological equipment: 1 set

(3) Delivery period: March 31, 2024

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Cardiovascular Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, May 12, 2023 through Monday, June 5, 2023, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., by e-mail noted below

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Thursday, June 15, 2023 at none.

(7) Time-limit for tender: Monday, June 26, 2023 at 9:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Friday, June 23, 2023 at 5:00 p.m.)

(8) Contact point for the notice: TAKANO Yuki, Management Office of Gunma Prefectural Cardiovascular Center, 3-12 Kou, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0004, Japan, TEL 027-269-7455 (Japanese language only), e-mail shinzouse@pref.gunma.lg.jp

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年5月12日

群馬県下水道総合事務所長 小島 康弘

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

番号	物品等の名称	年間予定調達数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
①	県央水質浄化センターで使用 する投入型消臭剤 (その1)	160 t	赤尾商事株式会社	群馬県高崎市上佐野町282番地1	361円/kg
②	県央水質浄化センターで使用 する投入型消臭剤 (その2)	80 t	太陽コンクリート 工業株式会社	群馬県高崎市下豊岡町519番地2	495円/kg
③	県央水質浄化センターで使用 する散布型消臭剤	90 t	和光化学株式会社	群馬県高崎市問屋町三丁目2番地の3	378円/kg

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之

手1846番地1

- 3 落札者を決定した日 令和5年3月10日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和5年1月24日
- 6 契約方法 単価契約

次のとおり落札者を決定した。

令和5年5月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油（JIS1種1号） 754,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンワ 群馬県前橋市元総社町521-7
- 5 落札金額 78,40円（1リットル当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札を公告した日 令和5年2月10日
- 8 契約方法 単価契約

■ 正 誤

○告示正誤

令和4年5月31日群馬県告示第155号（公文書開示の実施状況）

発行番号	第10005号							
ページ	5							
行	8～17							
誤	(単位：件)							
	審査請求		処 理 の 内 容				取下げ	審査中
	繰越 件数	請求 件数	裁 決			0		
			却下	棄却	一部 認容		認容	
5	2	0	0	0	0	0	7	
正	(単位：件)							
	審査請求		処 理 の 内 容				取下げ	審査中
	繰越 件数	請求 件数	裁 決			0		
			却下	棄却	一部 認容		認容	
0	0	0	0	0	0	0	0	

	5	3	0	0	0	0	0	8
--	---	---	---	---	---	---	---	---

○公安委員会規則正誤

令和5年2月22日群馬県公安委員会規則第1号（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	行	誤	正
号外第5号	2	9	特殊詐欺防止対策室	特殊詐欺抑止対策室